

○ 財 務 省 告 示 第 8 号

国 債 の 発 行 等 に 関 す る 省 令 (昭 和 57 年 大 蔵 省 令
第 30 号) 第 5 条 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 令 和 6
年 12 月 20 日 に 発 行 し た 割 引 短 期 国 債 の 発 行 条 件
等 を 次 の と お り 告 示 す る 。

令 和 7 年 1 月 10 日

財 務 大 臣 臨 時 代 理

国 務 大 臣 村 上 誠 一 郎

- | | | |
|-----|---------------------------------|--|
| 1 | 名 称 及 び 記
号 | 国 庫 短 期 証 券 (第 1276 回) |
| 2 | 発 行 の 根 拠
法 律 及 び そ
の 条 項 | 特 別 会 計 に 関 す る 法 律 (平 成 19
年 法 律 第 23 号) 第 46 条 第 1 項 |
| 3 | 振 替 法 の 適
用 等 | 社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関 す る 法
律 (平 成 13 年 法 律 第 75 号 。 以
下 「 振 替 法 」 と い う 。) の 規 定 の
適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 振
替 機 関 は 日 本 銀 行 と す る 。 |
| 4 | 発 行 方 法 | 価 格 を 競 争 に 付 し て 行 わ れ る 入
札 (以 下 「 価 格 競 争 入 札 」 と い
う 。) に よ る 発 行 (以 下 「 価 格 競
争 入 札 発 行 」 と い う 。) 及 び 価 格
競 争 入 札 と 同 時 に 行 わ れ る 入 札
で あ っ て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市
場 特 別 参 加 者 ご と に 応 募 限 度 額
を 定 め る も の に よ る 発 行 (以 下
「 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非
価 格 競 争 入 札 発 行 」 と い う 。) |
| 5 | 募 入 決 定 の
方 法 | |
| (1) | 価 格 競 争
入 札 発 行 | 各 申 込 み の う ち 応 募 価 格 の 高 い
も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り |

		当てる。
	(2) 国債市場 特別参加 者・第Ⅰ 非価格競 争入札発 行	各国債市場特別参加者ごとの応募 限度額の範囲内において各申 込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
	(1) 価格競争 入札発行	額面金額で 2,541,770,000,000 円
	(2) 国債市場 特別参加 者・第Ⅰ 非価格競 争入札発 行	額面金額で 658,200,000,000 円
7	払込金額	
	(1) 価格競争 入札発行	2,529,556,947,800 円
	(2) 国債市場 特別参加 者・第Ⅰ 非価格競 争入札発 行	655,040,640,000 円
8	最低額面金 額	50,000 円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
10	発行日	令和 6 年 12 月 20 日
11	発行価格	

(1) 価格競争 入札発行	額面金額 100 円につき 99 円 51 銭 4 厘以上のそれぞれの応募価 格
(2) 国債市場 特別参加 者・第 I 非価格競 争入札発 行	額面金額 100 円につき 99 円 52 銭
12 償還期限	令和 7 年 12 月 22 日 ただし、償還期が銀行休業日に 当たるときは、その翌営業日に 償還金を支払う。
13 償還金額	額面金額 100 円につき 100 円
14 元金支払場 所	日本銀行
15 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16 払込期日	令和 6 年 12 月 20 日